

2012年3月10日(土)13時開始  
(於:有楽町ニュートーキョー 会議室)

出席者 長瀬、中原、勝田、中島、河野、伊吹、佐藤(均)、斉藤、松井、事務局:富田、書記:伊藤

開会に先立ち、議長選出が行われ、中原副会長が選出された。

出欠及び委任の確認が事務局より行われた。

中原議長より、開会に際して挨拶が行われ、昨年のラリー中に発生した多数のトラブルを受けて、ルールの認知徹底の必要性が訴えられた。

長瀬会長より、開会に際して挨拶が行われ、昨年の Youtube におけるラリー映像の掲載でアクセス数が増大したことや、今年は Gyaol や Nifty においても同映像が掲載されることから、より一層のラリー認知が進むものと期待されること、また、ファンサービス部会結成の報告がなされ、さらなるラリーの盛り上がりにつなげていく決意表明が行われた。

#### 第1号議案

(1) 2011年度事業報告(添付資料あり)

中原議長より報告が行われ、承認された。

(2) 2011年度収支報告(添付資料あり)

富田辰夫事務局長より報告が行われ、承認された。

#### 第2号議案

(1) 会則の変更 提案者・伊藤 忍

伊藤理事より事務局変更の提案があり、現在の富田事務局長から伊藤理事が事務局長に就任することとなった。合わせて、事務局実務は合同会社サンクが担当することとなった。これに伴い、会則上の事務局住所を神奈川県川崎市高津区二子5-2-5-202に変更することとなった。

#### 第3号議案

(1) 2012年度役員選出

先に行われた理事会において、プレイドライブ休刊に伴い佐藤編集長より伊吹浩明氏が理事に推薦され、承認された。

他に推薦および理事の罷免に関する動議は出なかったため、残る理事全員が留任となった。

監査役に齊藤武浩氏が選ばれ、承認された。

(3) 2012年事業計画(添付資料あり)

担当部門長より2012年の事業計画説明がり、承認された。

(4) 2012年度予算計画(添付資料あり)

事務局より(3)議案を合わせた予算計画が提出され、承認された。

(4)先に行われた理事会において、期の変更が討議され、議案として総会に提出された。それにより、1月1日～12月31日に設定されていた期を、いったん1月1日～3月31日までとし、改めて4月1日～3月31日に変更する提案が行われ、承認された。

また、期の変更に伴い、会則上の日付も変更となることが承認された。

以下承認された各議題の内容

# 第1号議案

## (1)事業報告

月	活動内容
通年	<p>・JRCAの活動を、日本全体のラリーの振興に寄与させるべく、活動方針および体制を一新した。</p> <p>★体制の一新</p> <p>新会長に長瀬努、副会長に新井敏弘、田畑邦博、中原祥雅(以上敬省略)を選出した。また評議会という名称を改め、理事会とした。</p> <p>★活動方針</p> <p>活動理念を「モータースポーツとしてのラリーの振興を目的とする」とした。理念を具体化するために、下記方策を実施することとした。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1.「ラリーをいっそう広く紹介し、多くの観客が足を運んでくれるラリーを目指す」</li> <li>2.「スポーツとしての質とレベルの高いラリーを目指す」</li> <li>3.「地域、社会に貢献できるラリーを目指す」</li> </ol> <p>★部会制導入</p> <p>理念および具体策を実行するべく、選手部会、主催者部会、メディア部会、スポンサー部会の4部会を設置した。</p> <p>上記変更に伴い、会則の変更を行った。</p> <p>・全日本ラリー各戦について、「事前リリース」、「直前告知」、「結果速報」、「リザルト(写真とSSタイム一覧付き)」を、メディア関係約30社にメールで配信。</p> <p>・「東京中日スポーツ」にラリー終了当日(日曜日)に速報記事と写真を提供、翌日または翌々日に掲載</p> <p>・JRCA広報部の協力により、各ラリー競技開始前と終了後に共同記者会見を実施(一部のイベントではスタート前のみ記者会見を開催)。</p> <p>・主催者の希望に応じて、JRCA広報部が競技会での撮影ポイント選定ほかメディア対応支援、メディア用資料の作成、メディアポイントでのメディア管理支援を実施。</p> <p>・主催者の希望に応じて、JRCA所有の救急医療セット(2セット)を無償で貸し出し。</p> <p>・「全日本ラリー観戦ガイド」を製作し、各主催者に無償配布するとともに、会員による啓蒙活動にも随時無償提供。</p> <p>・全日本ラリーの映像記録収集およびYou Tubeへのアップ。</p> <p>・JRCA会員向け速報配信の開始(第6戦ラリー洞爺より)</p> <p>・救命救急講習会の実施(第8戦新城ラリーにおいて)</p> <p>・ラリー主催者へのラリー用資材販売。</p>
1月	1.12 第1回評議委員会(ニュートーキョー 会議室)

2月	<p>2.1～2.14 理事不信任投票実施、新理事推薦受付</p> <p>2.19 第2回評議委員会(ニュートーキョー 会議室)</p> <p>2.19 「2011年度 主催者意見交換会」を2011年度全日本ラリー主催団体代表者とJRCA理事などにより実施。(ニュートーキョー 会議室)</p>
3月	<p>3.5 第3回評議会(ニュートーキョー 会議室)</p> <p>総会(ニュートーキョー 会議室)</p> <p>第4回理事会(ニュートーキョー 会議室)</p> <p>※会議開催回数はわかりやすくするため通年で数えることとする。</p>
4月	<p>4.01 東日本大震災を受けた緊急理事会開催</p> <p>対応策としてホームページ上でラリー関連の義捐金募集サイトの紹介</p> <p>震災応援ステッカーの制作及び配布を決定</p> <p>4.8～10 全日本選手権第1戦「ツール・ド・九州 2011 イン唐津」開催。</p> <p>4.15 第5回理事会(富士重工業 新宿 会議室)</p> <p>4.29～5.01 全日本選手権第2戦「久万高原ラリー」開催。</p>
5月	<p>5.20～22 全日本選手権第3戦「ひむかりー'11 IN 美郷」開催。</p> <p>5.11. 第6回理事会(芸文社 会議室)</p>
6月	<p>6.10～12 全日本選手権第4戦「がんばろう！福島 MSCCラリー 2011」開催。</p> <p>同会場で会員募集を行った。</p>
7月	<p>7.08～10 全日本選手権第5戦「M.C.S.C.ラリーハイランドマスターズ 2011」開催。</p> <p>7.13 第7回理事会(横浜ゴム 会議室)</p>
8月	
9月	<p>9.02～04 全日本選手権第6戦「2011ラリー イン 洞爺」開催。会員への速報配信開始。</p> <p>9.30～10.02 全日本選手権第7戦「ラリー北海道」開催。</p> <p>* 第8回理事会を9月21日に予定していたが台風の為延期</p>

10月	<p>10.13 第8回理事会(芸文社 会議室)</p> <p>10.21~23 全日本選手権第8戦「新城ラリー 2011」開催。</p> <p>JRCA 製作DVD「全日本ラリーダイジェスト &amp; in CAR 2006」を現地で委託販売。</p> <p>10.29~30 モータースポーツジャパン事務局の協力を得て、多くのラリー関連ブースを出展することができた。そのブースの協力を得て、JRCA ガイドブックの無償配布を行った。</p>
11月	<p>11.09 第9回理事会(スバルテクニカインタナショナル 会議室)</p> <p>11.25 第6回 JRCA アワードの受賞者を発表、トロフィーを贈呈するとともに記念写真を撮影。</p> <p>ラリー北海道 (AG・MSC北海道), メロンブックスラリーチャレンジ、牟田周平。</p>
12月	

## (2) 収支報告 (2011年1月1日～同12月31日)

収入			支出		
科目	予算 (円)	実績 (円)	科目	予算 (円)	実績 (円)
会費・寄付	1,000,000	455,000	《運営支援》競技用品製作・支援用品費	200,000	0
ホームページ広告協賛金	1,300,000	708,750	《寄付》救急備品補充費	50,000	0
ファンクラブ入会金	20,000	0	《寄付》救急医派遣費用	50,000	0
《イヤブック》イヤブック広告協賛金	1,260,000	1,260,000	《男子部会》イヤブック制作費	1,200,000	1,026,220
《イヤブック》イヤブック販売収入	0	0	《男子部会》PR資料制作費	160,000	80,000
《運営支援》競技用品販売収入	150,000	0	《男子部会》PRツール制作費	160,000	0
《パブリシティ向上》画像使用料収入	50,000	0	《男子部会》HP管理/制作費	360,000	
《寄付》「三田さん基金」	257,003		《スポンサー部会》意見交換会費	100,000	56,000
前年度からの繰越	293,258	0	《運営支援》賞典費	100,000	30,630
その他	0	33	《主催者部会》計測機器レンタル代	160,000	0
		0	《主催者部会》主催者間通信費	50,000	0
			《スポンサー部会》会議費	100,000	91,000
			《選手部会》ゲスト映像用機材費	40,000	43,400
			《選手部会》ゲスト映像用編集費	120,000	0
			《選手部会》救命活動講習費	50,000	0
			事務局費	756,000	756,000
			交通費	100,000	51,982
			サーバー使用料	47,880	7,770
			口座管理料	0	6,300
			予備費	269,378	
			消耗品費（封筒・郵便振替票印字）		5,925
			競技用品・支援品梱包発送費		73,050
			書類発送費（イヤブック等）		45,110
			慶弔費（供花）		0
			事務局電話代		81,734
			振込手数料		4,200
			《寄付》「三田さん基金」	257,003	
			事務局前期立替分		99,482
上記小計	4,330,261	2,423,783	上記小計	4,330,261	2,458,803

前期未収金		709,250	当期繰越金		18,283
合計	4,330,261	3,133,033	合計	4,330,261	2,477,086

三田さん基金	257,003
震災ステッカー代	203,700
残高	53,303

未払い金内訳

用品・支援品梱包発送費	53,050
計	53,050

現金	1,321
----	-------

預金内訳

三井住友銀行 普通預金	10,672
ゆうちょ銀行 振替口座	6,290
合計	16,962

## 第2号議案

### (1)会則の変更

JRC アソシエーション(JRCA)会則 制定 2000年7月5日

第1回改訂 2003年3月26日

第2回改訂 2004年3月4日

第3回改訂 2005年3月16日

第4回改訂 2006年3月15日

第5回改訂 2007年3月9日

第6回改訂 2008年3月25日

第7回改訂 2009年3月26日

第8回改訂 2010年3月23日

第9回改訂 2011年3月5日

第10回改訂 2012年3月10日

## JRCアソシエーション会則

### 第1章 総則

#### 第1条 会の目的

本会は、モータースポーツとしてのラリーの振興を目的とする。

#### 第2条 活動理念

目的を達成するために、以下の3項目を活動理念とする。

- 1 ラリーの認知向上を目指す。
- 2 スポーツとしての質とレベルの高いラリーを目指す。
- 3 地域、社会に貢献できるラリーを目指す。

#### 第3条 名称

4 本会は、JRC アソシエーション(Japanese Rally Competition Association)(略称 JRCA)と称する。

#### 第4条 事務局

本会の事務局は、神奈川県川崎市高津区二子5-5-21-202に置く。

#### 第5条 事業内容

本会は、その目的を達するため、次の事業を行う。

- 1 ラリーの振興および発展を促すための諸活動
- 2 会の実施する行事を通しての内部における交流、外部諸機関との交流、一般市民との交流(広報イベントの開催)など、ラリー運営改善を目的とした諸活動
- 3 本会の活動内容報告書および会員名簿の発行
- 4 前各号のほか、会の目的を達成するために必要または有益な事業

## 第2章 会員

## 第6条 会員規範

- 1 会員は、ラリーにそれぞれの立場で参加するに際して、これをスポーツたらしめるよう常に努力をすること。すなわち、競技規則を正しく理解し、これを遵守することは言うに及ばず、この競技において公平性、安全性、国際的整合性の3つを可能な限り高い水準で実現すべく、客観的視点をもってこの競技と自己との関わりを捉えるよう心がけること。
- 2 会員は、ラリーがモータースポーツイベントとして一般社会に理解され、受容され、さらに発展するには、各自がどう行動すべきかを常に自問し、各自の行動がその答えとなるという覚悟をもって、自らを律すること。

## 第7条 会員資格

本会の会員は、ラリーに関わる選手、チーム、出場者、主催団体、あるいは関連企業として関わっている者、または前記の資格においてこれに関わった経験がある者、あるいは将来関わることを考えている者で、当会の活動方針に賛同し、会員名簿に掲載されることを同意した個人または団体とする。

## 第8条 会員の分類

本会に入会を求める者は、理事会の承認を経て会員となる。会員となった者は、便宜上の登録分類に従って会員名簿に掲載される。

## 第9条 会員の権利

- 1 会員は、本会の組織あるいは活動に関する提案、意見、疑問などを、いつでも理事会及び部会に提出することができる。また、会長の承認のもとに部会及び理事会に出席することができる。
- 2 会員は、本会会員のための「意見交換会」およびその他の行事に出席し、その提案、意見、疑問などを発表することができる。

## 第10条 会費

会員は、会費を納入することによって会員資格を保つことができる。会費の額は、以下の3通りとする。

- 1 一口¥10,000/年: 団体会員
- 2 一口¥5,000/年: 個人会員
- 3 毎年度の会費は、当該年度の6月末日までに納入するものとする。

## 第11条 休会

何らかの理由によりラリー活動を中断せざるを得なくなった場合、休会することができる。ただし理事会にその旨を記入した書類を提出すること。休会期間は原則として2年間とする。ただし2年を過ぎても休会を継続する場合、その旨を記入した書類を理事会に提出すること。休会期間中の年会費は免除される。

## 第12条 退会

- 1 本会を退会しようとする者は、その旨を理事会に申し出なければならない。ただし、理事会はこれを差し止める権利を持たない。退会にあたっては、既納の会費は返還されない。また、民事再生法もしくは破産法等の規定による申し立てまたは決定があった場合、当該会員は退会したものと見なされ、同じく既納の会費は返還されない。
- 2 納入期限から2年が経過しても会費の納入がなかった会員については、自動的に会員資格が失われたものとして扱う。

## 第13条 除名

会員にして本会の名誉を毀損する行為のあった者、その他会員として不相当な行為のあった者は、理事会の決議をもってこれを除名することができる。

#### 第14条 名誉会員

- 1 本会に名誉会員を置くことができる。名誉会員は、理事の提案に基づき、理事会の決議をもって置く。
- 2 名誉会員は会員と同等の権利を有するが、総会における議決権はない。

### 第3章 組織および役員

#### 第15条 役員構成

本会に役員として理事5名以上をおき、会長1名および副会長1名以上、事務局長1名を置く。

#### 第16条 会長および副会長

- 1 会長は、本会の趣旨を体現する存在として、内外において本会の理念の浸透を促進し、本会の活動を助長することをその任務とする。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長に支障のあるときは、その任務を代行する。
- 3 会長および副会長は、理事会による会長選考会議において決定される。
- 4 会長および副会長は1年ごとに理事会による選考会議において信任審査を受ける。
- 5 会長および副会長の任期は、選考会議における不信任成立までとする。任期途中で会長・副会長ともに不在となった場合は、理事会がその対処方法を定める。

#### 第17条 事務局員

- 1 事務局長は理事および会長、副会長の指揮により会務に従事する。
- 2 事務局長および事務局員は理事会が理事または会員の中からこれを任命する。ただし理事会の議決をもって会員以外のものを任命することができる。事務局長および事務局員に特に任期は設けないが、必要があれば理事会の議決をもって変更することができる。

#### 第18条 監査

- 1 本会には監査役を1名置く。
- 2 監査役は、総会において会員の中より選ぶ。
- 3 監査役の任期は1年とし、再任は妨げない。

第19条 本会に、理事会と、理事会が統括する1つ以上の部会を設ける。

#### 第20条 理事会

- 1 理事会は、本会の会計および活動に関する重要事項を審議し議決する。本規定に定めなき事項は、理事会がこれを審議し議決する。
- 2 理事は、本会の目的を達成することを念頭に、会員の意見をあまねく汲み上げ、会員相互の理解と協力を促進することをその任務とする。
- 3 理事は、理事会における選考会議において会員の中からこれを定める。
- 4 理事会は年に1回以上開催することとし、理事の半数以上による請求があったとき、臨時の理事会が召集される。また部会は年に1回以上開催することとし、部会員の半数以上による請求があったとき、臨時の部会が召集される。それぞれ議長は出席者中より互選する。ただし緊急な検討を要する案件が発生した場合は、必要に応じて理事会を開催するか、メールもしくはファックスなどの各種通信手段を用いて

議決することができる。

- 5 理事会の議事は出席者の過半数をもってこれを決する。可否同数の場合は議長がこれを定める。
- 6 理事は、理事会における議決権の行使を、書面をもって他の出席理事に委任することができる。
- 7 理事が参加チーム代表者または主催団体代表者または関連企業代表者である場合は、当該団体職員を代理人として理事会に出席させ、議決権その他の権限を行使させることができる。
- 8 理事会は、会員以外の有識者にオブザーバーとして出席を依頼することができる。
- 9 理事は1年ごとに会員による信任審査を受ける。
- 10 理事の信任審査は、毎年1月1日から3月末日までの間に実施する。会員はこの期間を承知したのものとして、不信任の意志がある場合には期間最終日までに、郵便、ファックス、電子メールあるいはその他の手段によって事務局に不信任の通知を行う。通知がなされない会員については信任したものとして取り扱われることを、会員は承知しなければならない。
- 11 新年度の留任を希望しない理事は、総会直前の理事会にてその旨表明するかまたは、会員による信任投票期間中にその意思を表明した書面を郵便またはファクスまたは電子メールによって事務局に提出する。この表明がない場合は、留任の意思があるものとみなされる。
- 12 理事が辞任する場合は、別の1名(または1団体)をあらたに推薦することが望ましい。
- 13 会員は自薦または他薦によって、理事候補となることができる。候補届け出の受け付けは、理事の信任審査投票受け付けと同一期間内とし、投票終了後2か月以内に新理事選考会議を行うこととする。新理事の任期の開始は、選考会議後の任命通知の発送をもってする。
- 14 理事に欠員を生じた場合は、臨時選考会議によって新任者を定めることができる。臨時選考会議が召集されるのは、役員に欠員が生じた場合に限られる。
- 15 理事の任期は通常総会から翌年の通常総会までとする。ただし、再任は妨げない。
- 16 会員の任意無記名投票による不信任の表明が、会員全体の3分の2以上に達した場合、その理事は解任される。会員数は投票期間開始前日までに発行された最新の会員名簿にもとづく。ただし、この場合1団体を1人と数える。なお、不信任を受けた理事の任期の終了は、投票実施後最初の新理事選考会議の前日をもってする。
- 17 理事会は活動の必要性に応じ、随時部会を設置することができる。

## 第21条 部会

- 1 部会は部会に所属する立場に重点をおいた案件を審議し議決し、それを理事会に報告し、承認を受けなければならない。
- 2 部会の部会長は理事会における選考会議において、理事の中からこれを定める。事務局員は理事会が選任する。
- 3 部会は、部会長1名、事務局員1名以上、部会員3名以上で構成する。
- 4 部会委員は部会における選考会議において会員の中からこれを定める。
- 5 事務局員は部会長の指揮により部会会務に従事する。
- 6 部会の事務局員は理事会に出席できる。
- 7 部会長は、理事会における議決権の行使を、書面をもって同部会の部会員または事務局員に委任す

ることができる。また部会員は部会における議決権の行使を、書面をもって他の出席部会委員に委任することができる。

8 部会員が参加チーム代表者または主催団体代表者または関連企業代表者である場合は、当該団体職員を代理人として部会に出席させ、議決権その他の権限を行使させることができる。

9 部会は、会員以外の有識者にオブザーバーとして出席を依頼することができる。

## 第4章 会員総会

### 第22条 開催時期

通常総会は年に1度、4月1日から6月30日までの間に、これを開くこととする。また、理事会において必要と認めるとき、または3分の2以上の会員より請求のあったときは、臨時総会を開く。

### 第23条 召集方法

総会の召集は、会長の名をもって行われる。総会の議事内容、期日および場所は、事前にこれを全会員に通知する。この通知は、登録された連絡先に郵便、ファックス、電子メールあるいはその他の手段によって発送することとし、発送時から通常の到達期間をもって登録連絡先に到達したものとして扱う。

### 第24条 承認事項

次の事項は、これを通常総会に提出し、その承認を受けなければならない。

- 1 前年度収支決算
- 2 財産目録
- 3 事業報告
- 4 新年度役員人事

### 第25条 議事

総会の議事は、あらかじめ通知した事項以外にわたることができない。

### 第26条 議決

総会の議事は、出席会員の過半数をもってこれを決する。可否同数のときは、議長がこれを決する。会則改正の決議は、出席者の3分の2以上の同意を要する。

### 第27条 委任

会員は書面をもって総会における議決権の行使を他の出席会員に委任することができる。その場合は総会開催1週間前までに委任する出席者への委任状を事務局へ通知しなければならない。

## 第5章 資産および会計

### 第28条 収入

本会の資産は、会費、寄付金、およびその他の諸収入による。

### 第29条 予算作成

本会の予算は、理事会が作成し、会員総会に報告する。

### 第30条 弔事

本会の会員について弔事の報告があった場合、以下の規定によって対応する。

- 1 個人会員が死亡した場合：供花

## 2 団体会員の代表者または代表に準じる者が死亡した場合: 供花

### 第31条 予算外の支出

重要な財産を処分する、または予算外の支出をなすには、理事会の議決を経なければならない。

### 第32条 会計年度

本会の会計年度は毎年4月1日に始まり3月31日に終わる。

## 第6章 会則の変更

### 第33条

本会則の変更は、理事会の議決にもとづき、会員総会が承認して行う。

## 第3号議案

### (2)事業計画

#### JRCA 主催者部会 活動方針

##### 1. 活動、事業方針

- ・ラリーと救命救急などの社会貢献活動をコラボし、モータースポーツの啓蒙。
- ・全日本ラリー選手権主催者の負担軽減の為、連携を密にしスタッフ及び情報の共有化を図る。
- ・機材や備品および書類フォーム等の共同調達、共有化、及び相互貸借を進める。
- ・選手部会およびメディア部会と連携し、選手、スポンサー、観戦者に満足してもらえるラリーを目指す。

##### 2. 2012 年度活動内容(計画)

###### 1)実施予定

- ・選手部会との情報交換会の開催
- ・メディア部会との連携強化(メディアセーフティプラン作成、共同記者会見、選手情報の一括管理、大会情報の早期配信、リザルト配信等)
- ・機材等の共同使用の推進

###### 2)今後検討を重ねるべき課題

- ・現場オフィシャル交流の活発化(登録オフィシャル名簿の作成)
- ・運営経費コストダウン方法の情報共有化
- ・重要機材の共有化(計時システム、オペレーションシステム、技術機材、レスキュー機材、タバード、クレデンシャル等)
- ・観客サービスの向上(動画配信、MC、他のラリーの情報)

###### 3)主催者部会よりJRCA活動全体に対する提案

- ・JRCAとして主催者の負担軽減、エントラント増加策を立案、実施に協力。
- ・シリーズスポンサー等の獲得を目指す。
- ・JAFと協力し、日本全体のラリー参加人口の拡大、主催者への支援、訴求など、改善策を検討し実行。
- ・自動車メーカー、アフターマーケットなどの業界との交流。

##### 3. 部会員(予定)

- ・部会長 勝田照夫(MASC)
- ・事務局 米谷展生(MASC)
- ・部会員(開催順) 七田定明(GRAVEL)  
竹下俊博(MAC)

小田切順之(MSCC)  
梅津祐実(OECU-AC)  
竹道雄康(ARK)  
坂木裕之(TAG)  
田畑邦博(AG.MSC 北海道)(JRCA 副会長)  
池田徹矢(MCSC)  
小口貴久(KAPS)

#### 4. 会議開催日程

- ・随時開催
- ・当面はメール会議

#### 5. 予算

・会議費	15万円
・通信費	5万円
◎計	20万円

以上

## JRCA スポンサー部会 活動方針

### 1.活動方針、内容

メーカー、スポンサーがラリーに支援するメリットが得られるラリーのあり方を模索したい。

### 2.2012年活動方針概要

#### 1)メーカー、スポンサーへの情報発信。

まずは、イベントの報告の速報、メーカー、スポンサーも使える物にして送る。

(メディア部会の協力が必要)速報程度で良いと思います。

速報情報と同時に、次戦の告知も同時に行って頂くように連動して頂く。

#### 2)メーカー、スポンサーの希望を拾い上げるシステムを作る。

・メーカー、スポンサーのへ情報を、回数を決め、メルマガやイベントを通して情報発信する。実行方法、発信方法は要検討。

#### 3)メーカー、スポンサーと共に、ラリーの新興の為に、ギャラリーや、各メディアへの露出の仕方など、見た人がカッコよく見えるラリーを目指す。

#### 4)メーカー、スポンサーが、ラリーを応援すると言う企業姿勢になって頂く様に、先方メリットが、見えるように情報を、相互に出し合い、話し合う。

### 3.部会員

・部会長 長瀬 努

・事務局 富田辰夫

部会員はシーズン開幕時のスポンサー状況を見て判断

### 4.会議開催日程

年5回程度

### 5. 予算案

・スポンサーとの意見交換会 2万円

◎計 2万円

## 2011 年活動報告

### □ダイジェスト映像の作成と公開

選手、チーム提供のインカーカメラ映像とメディア部会の協力による外撮り映像により、JRCA ビデオとして全 8 戦分のダイジェスト映像をラリー 2 日後までに作成し YouTube 上に公開した。総再生回数は 2012 年 3 月時点で 8 万 2 千回。公開後 1 週間の再生回数は 4 千～6 千回。

### □救急救命講習の実施

第 8 戦新城ラリー時、ブリーフィング後に全選手を対象に実施。1 回のみの実施であった。

□選手部会としての会議は開催できなかった。

## 2012 年

### 活動方針

□ラリー発展を踏まえ、選手としてのアピールできることを探る。

□救命活動の啓蒙

□セーフティに関わる規則の理解と正しい運用。

### 活動内容

□ダイジェスト映像(JRCA ビデオ)の作成と公開。

映像そのものの質の向上も目指すが、速報性を優先する。

YouTube 以外の動画サイトでも公開できる映像を作成する。

メディア部会と連携し共同記者会見を撮影、映像を公開する。

□救急救命講習の実施。

3 回の実施。

□セーフティ関連

SS 中のリタイアまたは SS 内で停止する場合の三角表示板の提示方法、OK/SOS マークの正しい運用方法、黄旗提示時の対応についての資料作成と配布

### 部会員

部会長 佐藤忠宜

事務局 多比羅二三男

部会員 福永修、足立さやか

### 会議開催日程

メール、および電話による打ち合わせ。

### 予算

□JRCA ビデオのための外撮りカメラ購入費用 7 万円

カメラ 3 台、大容量 SD カード 4 枚

□JRCA ビデオ編集公開費用 27 万円

3 万円×9 戦

□救命活動講習、セーフティ関連費用	10万円
講師費用、パネル作成、資料作成	
計	44万円

## 2012 JRCA メディア部会 活動方針

### 1.活動、事業方針

- ・国内ラリーの振興に際し、認知拡大のための広報活動(プロモーション)を行う。
- ・対象は新聞、雑誌、テレビ、ラジオ、インターネット、携帯など、コミュニケーションツール及び媒体すべて。

### 2.2012 年度活動内容(計画)

- 前年度理事会において決定を見ているもの
  - ・JRCA ガイドブック 2012 の制作(部会)
  - ・JRCA ホームページのリニューアル、維持、管理(サンク)
  - ・JRCA ビデオの制作支援、管理(部会)
  - ・開催直前情報、速報、ニュースの配信(中島、サンク)
  - ・共同記者会見の開催、現地からの配信(伊吹、中島)
  - ・情報配信先の開拓(地元媒体含む)(部会)
  - ・JRCA 各部会の情報発信(サンク)
  - ・メディアを含めた SS コース安全管理応援(伊吹、中島)
  - ・JRCA の活動内容告知及び啓蒙活動(部会)
- 今後検討を重ねるべき課題(部会)
  - ・JRCA 主催(又は協賛)イベント企画、検討
  - ・メディア救命救急講習
  - ・JRCA 年間タバード制作企画
  - ・テレビ放映、WEB を含めた映像配信企画
- メディア部会よりJRCA活動全体に対する提案(部会)
  - ・年間冠スポンサー獲得営業活動
  - ・協力誌の広告クライアント開拓
  - ・JRC プロモーター化に向けた調査、研究

### 3.部会員

- ・部会長 中島正義(プラッツ)
- ・事務局 河野亜希子(サンク)
- ・部会員 伊吹浩明
- 中山潤哉(サンク) 武井英貴(サンク)
- 他のメディア会員

### 4.会議開催日程

- ・定例理事会以外に年 5 回以上開催

## 5.予算

・JRCA ガイドブック 2012 制作費(一式)	138 万円
・JRCA ホームページリニューアル制作費	25 万円
・JRCA ホームページ年間運営費	36 万円
・JRCA 直前情報配信費(9 戦)	4.5 万円
・JRCA 結果速報配信費(9 戦)	4.5 万円
・東京中日スポーツ写真リザルト提供費	0 万円
・共同記者会見運営費	0 万円
・ラリーレポート費(9 戦)	9 万円
・写真レンタル費(9 戦)	9 万円
合 計	226 万円

以上

(3) 予算計画 (2012 年度)

収入の部

科目	金額
会費・寄付	500,000
HP&ウェブ広告協賛	3,250,000
《運営支援》競技用品販売収入	30,000
前期繰越金	18,283
合計	3,798,283

支出の部

科目	金額
《寄付》救急備品補充費	50,000
《寄付》救急医派遣費用	50,000
《主催者部会》会議費	150,000
《主催者部会》主催者間通信費	50,000
《スタッフ部会》意見交換会費	20,000
《選手部会》ゲスト映像用機材費	70,000
《選手部会》ゲスト映像用編集&公開費	270,000
《選手部会》救命活動講習費	100,000
《メディア部会》ウェブ制作費	1,380,000
《メディア部会》HPリニューアル費	250,000
《メディア部会》HP管理/制作費	360,000
《メディア部会》事前情報配信費	45,000
《メディア部会》結果速報配信費	45,000
《メディア部会》リリース料	90,000
《メディア部会》写真印刷費	90,000
事務局費	756,000
交通費	0
ドメイン使用料	10,000
口座管理料	10,000
予備費	
合計	3,796,000

上記予算の期間は期の変更に伴い、平成24年1月から平成25年3月31日までとする。